

議第12号

令和4年度滋賀県モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度滋賀県のモーターボート競走事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年 間 開 催 日 数 186日
- (2) 年間勝舟投票券発売金額 62,800,000千円
- (3) 1日平均勝舟投票券発売金額 337,634千円
- (4) 主要な建設改良事業
 競技用施設整備事業
 工具器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 収益		千円 65,529,600
	1 営 業 収 益	65,470,049
	2 営 業 外 収 益	59,551

支 出

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 費用		千円 64,450,100
	1 営 業 費 用	63,164,136
	2 営 業 外 費 用	1,097,939
	3 特 別 損 失	188,025

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 843,300千円は、建設改良積立金 587,157

千円および過年度分損益勘定留保資金 256,143千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 181,300
	1 基 金 繰 入 金	181,300

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,024,600
	1 建 設 改 良 費	1,023,899
	2 投 資	701

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧スタンド他解体事業 (旧スタンド他解体工事)	令和5年度から 令和6年度まで	752,100千円
旧スタンド他解体事業 (旧スタンド他解体工事) 監理業務	令和5年度から 令和6年度まで	7,522千円
キャッシュレスシステム運用業務	令和5年度から 令和6年度まで	117,600千円
公営企業会計システム運用業務	令和5年度から 令和8年度まで	1,928千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額

に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 356,348千円

(2) 交際費 120千円

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大造